

事 務 連 絡
令和3年3月2日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
テレワーク等の推進について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた職場への出勤等（テレワーク等）については、令和3年1月15日付け及び2月2日付けの事務連絡で御協力をお願いしたところです。

今般、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について、2月26日をもって緊急事態措置の対象区域から除外されるとともに、同基本的対処方針が変更されました。基本的対処方針においては、特定都道府県では、テレワーク等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することが求められるとともに、緊急事態措置区域から除外された都道府県においても、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進」することとされています。またこのことに関して、2月28日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

廃棄物処理事業者の皆様におかれましては、引き続き廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にさせていただきながら、可能な範囲で、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に御協力をお願いいたします。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。

特定都道府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び緊急事態措置区域から除外された区域（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）等における出勤者数7割削減を目指すテレワーク等の推進をお願いするものです。

事務連絡

令和3年2月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

テレワーク等の推進について

平素より大変お世話になっております。

テレワーク等については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

2月26日、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について、本日をもって緊急事態措置の対象区域から除外されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。

基本的対処方針においては、特定都道府県では、テレワーク等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することが求められるとともに、緊急事態措置区域から除外された都道府県においても、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進」することとされています。

加えて、今回の基本的対処方針の変更では、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言。以下「分科会提言」という。）を参考として取り組むこととされています（三（3）6）①）。そして、この分科会提言において、「国は、国民に対して、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を周知して頂きたい」とされており、そこには「仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで」との記述が記載されているところです。

また、これまでの間の状況をみると、人と人の接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、2月中旬の駅の人流データによれば、去年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。また、特定都道府県に所在する団体や企業については、テレワーク等の実施状況を把握し、状況に応じて更なる取組の徹底を依頼する等の積極的な取組をお願いします。

また、上記以外の県についても、こうした趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を引き続き働きかけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

hirokazuo.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp